

平成 30 年度第 3 回松山支部理事会議事録

日 時 平成 30 年 7 月 31 日 (火) 13 : 30 ~ 17 : 00

場 所 愛媛県行政書士会館 4 階会議室

出席者 支部長 1 人 副支部長 2 人 理事 7 人

1 開会

東洋一副支部長から、平成 30 年度第 3 回松山支部理事会の開会宣言があった。

2 支部長挨拶

久保美代子支部長から、開会にあたって挨拶があった。

3 議事日程及び配布資料の確認

平成 30 年 7 月 31 日、13 時 30 分から 17 時までを予定し、配布資料の確認を行った。

4 理事会の根拠条文等について

司会の東副支部長から、理事会の構成及び招集は支部規則第 21 条に規定されており、構成は支部長 1 人、副支部長 2 人及び理事 7 人の計 10 人であること、招集は支部長が行ったとの説明があった。

出席者は、支部長 1 人、副支部長 2 人及び理事 7 人の計 10 人であり、成立根拠条文である支部規則第 24 条「理事会は、構成員の半数以上の者が出席しなければ、会議を開くことができない。」により成立していることを確認した。

続いて、支部規則第 23 条により支部長が議長に就任し、第 26 条により議長が議事録署名人に田之内貴志理事、烏谷存理事を指名した。さらに、議事録作成者として西森淳一理事を指名した。

5 議案

第 1 号議案 第 1 回研修会・交流会について

議長から当初平成 30 年 8 月 17 日を予定していたが、同年 7 月豪雨による自然災害が発生し、支部にてその対応にあたるため、これを延期したとの報告があった。

改めて第 1 回の研修会につき、平成 30 年 9 月 4 日 (火) 14 時より愛媛県行政書士会館 3 階にて行うこと、内容は農地法・都市計画法の概要から 3 条許可までとし、研修会後、18 時より懇親会を開催することを、全会一致でこれを承認した。

なお、理事は 13 時に愛媛県行政書士会館 3 階に集合であることを確認した。

第2号議案 支部便りについて

東副支部長より内容としては、第1回の支部研修会及び交流会、総会の様子を掲載する予定であること。9月17日の週ぐらいにて発行予定であるとの報告がなされ、全会一致でこれを了承した。

なお、担当者の確認をした。

第3号議案 10月の広報月間について

議長より下記のように10月の広報月間の無料相談会を開催したい旨の説明があり、議場に諮ったところ、全会一致で原案どおりこれを承認した。

松山会場：平成30年10月22日（月）9時30分から16時30分まで

松山市役所本庁にて 担当は松山支部理事全員と募集相談員
理事は、8時30分に市役所本庁北側に集合

北条会場：平成30年10月29日（月）13時30分から15時00分まで

松山市役所北条支所にて

相談担当は支部役員5名で対応する。

当日の相談員には事前に日程の連絡を入れる。前回北条会場では農地転用のことについて問い合わせがあったため農地法に理解のある相談員が望ましい。

第4号議案 文書管理規程について

議長より別紙「文書分類表」のとおり、文書の管理に関する規程を設けたいとの説明があり、理事へ意見を求めた。理事からは、規程を作成することにより文書の管理の手間が増えるのではないか、別紙に記載がない文書も対象とすべきではないか、保存する方法について検討した方がよいではないか等の意見があった。

議長はこれを継続審議とした。

6 報告事項

(1) 松山市役所用地課地籍調査の報告

今年度はもう依頼はない予定。戸籍等の重複やファイリングの方法等により思った以上に時間がかかったとの意見があった。業務に携わった会員で意見がある方は、支部長あてにメールをしてほしい。

(2) 環境保全課産廃担当者との意見交換について

別紙「第1回 中予地方局 環境保全課との意見交換会報告書」のとおり。

(3) 中予地方局建設業係との意見交換について

同係との日程調整が難しく、8月下旬に延期となった。

(4) その他

次の理事会は、平成30年11月8日（木）13時30分より愛媛県行政書士会館3階にて行うことを確認した。

8 閉会

支部長は議長を降り、東副支部長が平成 30 年度第 3 回理事会の終了宣言を行った。

以上で議案の審議を終了し、17 時 00 分閉会した。

上記の議事経過及びその結果を明確にするためこの議事録を作成し、議長及び議事録署名人が下記に署名及び押印する。

平成 30 年 7 月 31 日

愛媛県行政書士会松山支部平成 30 年度第 3 回理事会

議 長 ⑩

議事録署名人 ⑩

議事録署名人 ⑩